

医療におけるセーフティマネジメント

○ 医療に係る安全管理のための指針

1) 医療安全管理のための基本方針

医療現場での安全管理は、人の命と健康をあずかる医療従事者一人ひとりが「人は誤りを犯す」という事を前提として危機意識を持ち、個人及びシステムによるエラーのチェック機能を強化していく事が重要である。医療事故防止には、エラーを誘発しない環境や、起こったエラーについての調査を行い、これを分析し、事故防止の具体策を立て、これを職員全員が行うことにより、事故を未然に防ぎ、患者により良い安全な医療が提供できるよう最大の努力を傾注する。

附属滝井病院の理念は正面玄関等に掲示し、職員がその実現を期して努力することの誓いとする。

病 院 理 念

○ 慈仁を心の鏡とした患者さま本位の病院

2) 医療安全管理対策委員会の組織に関する基本的事項

関西医科大学附属滝井病院（以下病院という）における医療の安全と信頼を高めるため、医療上の事故を未然に防止するとともに、迅速、かつ適切な対策を講じ、事故防止対策機関として機能することを目的とし、その目的達成のため、病院に「医療安全管理対策委員会」を設置し、別途規程等に定める。

3) 医療安全管理に係る体制確保のための組織など

本院の医療安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員などを配置し、別途規程等に定める。

- (1) 医療安全管理部
- (2) 専任医療安全管理者
- (3) セーフティーマネージャー委員会（医療安全管理対策委員会）
- (4) セーフティーマネージャー委員会ワーキンググループ
- (5) 医療事故対策委員会
- (6) 医療事故調査委員会
- (7) 医薬品安全管理責任者
- (8) 医療機器安全管理責任者

4) 医療に係る安全管理のための職員に対する研修に関する基本方針

医療安全管理部が中心となり、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行う。

個々の職員に安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図る。

5) 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故の発生を防止するため、医療安全管理対策委員会規程のもとに、各種医療行為のマニュアルによって事故発生防止に努めているが、事故発生の場合には、以下のガイドラインに基づいて対処する。

6) 医療従事者と患者さまとの間の情報の共有に関する基本方針（マニュアルの閲覧を含む）

医療の安全意識を高めるために、医療に対する患者さまの意見を聴くことが必要である。そのため患者さま等より医療安全管理マニュアルの閲覧を求められた時は呈示する。閲覧に関しては、医事課と病歴情報課が対応する。

7) 患者さまからの相談への対応に関する基本方針

患者さま、その家族からの相談及び苦情については相談センターに「相談窓口」を設置し、医療安全と信頼性を高めるため、医療における苦情などについて迅速かつ適切に対応することで、当事者間の理解の促進や紛争を未然に防止し、医療の安全性と信頼性を高め、患者サービスの向上を図ることを目的として患者相談窓口（以下「窓口」という）置くこととする。

8) その他、医療安全推進のための必要な基本方針

「医療安全」は「医療の質」そのものであることを職員に共通する認識とし、積極的で主体的な取り組みを図る。

「医療安全管理マニュアル」は安全管理の原点であり、継続してその内容を見直す。職員は報告された医療事故の分析結果をもとに、「医療安全管理マニュアル」を改訂していくことが医療事故防止への積極的な姿勢と成熟度を高めるものと認識する。